

令和6年第3回定例

夕張市議会会議録

令和6年9月11日(水曜日)

午前10時30分開議

◎議事日程

- 第 1 認定第1号 令和5年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和5年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和5年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和5年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和5年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和5年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和5年度夕張市水道事業会計決算の認定について
- 第 2 報告第1号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎出席議員(7名)

徳 谷 康 憲 君
荒 井 周 司 君
工 藤 政 則 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君
高 間 澄 子 君
大 山 修 二 君

◎欠席議員(1名)

櫻 井 暁 君

午前10時30分 開議

- 議長 大山修二君 これより、令和6年第3回定例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

- 議長 大山修二君 本日の出席議員は7名であります。欠席議員は1名であります。

- 議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

工藤議員

君島議員

を指名いたします。

- 議長 大山修二君 ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。

議員の欠席についてであります。櫻井議員は病気のため欠席する旨の届出がなされております。

次に、本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、さきに報告のとおりであります。

なお、菊田地域振興課長は病気のため、小峰上下水道課長は所用のため、本日出席できない旨の届出がなされております。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長	厚 谷 司 君
教育長	小 林 広 明 君
監査委員	小 林 尚 文 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長	吉 崎 仁 司 君
総務企画課長	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
税務課長	秋 山 俊 輔 君
建設課長	押野見 正 浩 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
上下水道課長	小 峰 健 一 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	

	平塚浩一君
消防長	田島淳君
消防次長	松倉暢宏君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長	堀靖樹君
------	------

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長	芝木誠二君
------	-------

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長	山本健彦君
------	-------

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長	芝木誠二君
------	-------

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長	佐藤浩一君
書記	志茂隆君
書記	増井菜々実君

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 大山修二君 日程第1、認定第1号令和5年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和5年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号令和5年度夕張市水道事業会計決算の認定について、以上7案件一括議題といたします。

理事者並びに監査委員会から説明あるいは報告することがありましたら、発言を許します。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 認定第1号令和5年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号ないし第7号の各特別会計決算の認定につきまして、一括してその概要をご説明申し上げます。

まず、認定第1号令和5年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。5ページ及び7ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は124億3,808万円となったものであります。

決算においては、収入済額110億9,079万4,000円に対し、支出済額110億5,561万2,000円となり、歳入歳出差引3,518万2,000円につきましては、翌年度繰越財源3,447万円を差し引いた71万2,000円を繰り越したものであります。

次に、認定第2号令和5年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。10ページ及び12ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は11億8,282万4,000円となったものであります。

決算においては、収入済額10億1,136万円に対し、支出済額10億1,136万円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第3号令和5年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。14ページ及び15ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は4,000円となったものであります。

決算においては、収入済額2,000円に対し、支出済額2,000円となり、歳入歳出同額となったものであります。

次に、認定第4号令和5年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。17ページ及び18ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は2億3,603万6,000円となったものであります。

決算においては、収入済額2億2,632万5,000円

に対し、支出済額1億6,245万1,000円となり、歳入歳出差引6,387万4,000円につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだものであります。

次に、認定第5号令和5年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。21ページ及び23ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は18億7,517万3,000円となったものであります。

決算においては、収入済額17億90万6,000円に対し、支出済額16億2,493万6,000円となり、歳入歳出差引7,597万円は全額基金へ繰り入れたものであります。

次に、認定第6号令和5年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。25ページ及び26ページをご覧ください。

最終予算となります予算現額は2億1,539万5,000円となったものであります。

決算においては、収入済額2億258万1,000円に対し、支出済額2億34万8,000円となり、歳入歳出差引223万3,000円は全額繰り越したものであります。

最後に、認定第7号令和5年度夕張市水道事業会計決算の認定についてであります。初めに決算書1ページから4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額3億9,279万2,000円に対し、決算額は4億831万6,000円となったものであります。

また、支出につきましては、最終予算額4億9,210万円に対し、決算額は4億5,361万3,000円となったものであります。

この結果、8ページになりますが、収益的収支につきましては、消費税に関わる税抜き処理後、5,074万円の当年度純損失となりました。

次に、5ページ及び6ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額718万3,000円に対し、決算額は338万4,000円となったものであります。

また、支出につきましては、最終予算額1億5,800万4,000円に対し、決算額は1億4,963万5,000円となったものであります。

この結果、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億4,625万2,000円は、当年度消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号ないし第7号について、その概要をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 小林監査委員。

●監査委員 小林尚文君（登壇） 地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和5年度各会計の決算について、夕張市監査基準第4条第11号の規定に基づき審査を行いました。

審査においては、各会計の決算書及び附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの件数は正確か、予算の執行状況は適正であるかについて着目をし、実施したところです。

令和5年度の決算は、一般会計及び水道事業会計以外の特別会計における実質収支は、黒字または収支均衡となり、法適用の企業会計である水道事業会計においては当年度純損失を計上する結果となりました。

審査の結果、いずれも会計においても決算書及び附属書類で法令に適合しない、または不適正であるものは認められませんでした。

次に、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項に定めた監査委員の意見であります。一般会計については、本市が平成22年に財政再生団体となって以降、ほぼ初めて実質単年度収支が赤字となりました。

本市の一般会計の予算編成は、再生振替特例債の償還に多額の一般財源を要するため、不足する一般財源を財政調整基金からの繰入れで賄う構造とはなっておりましたが、決算においては、実質単年度収

支が赤字になる。つまり、これまで貯えが減少することは例にありませんでした。

監査としては、次年度以降の決算を注意深く見て参りますが、今後、新庁舎の建設、まちのコンパクト化推進など新規事業が行われると予想されますので、その際は併せて既存事業についても見直しを図るなど常に財政の健全化を念頭に置いた予算編成を行うとともに、住民に対しても将来が安心できるよう、分かりやすい説明を行っていただくよう、意見をします。

次に、特別会計につきましては、水道事業会計、そして令和6年度から法適用の公営企業会計に移行する公共下水道事業会計のいずれも人口減少による使用料収入の減、老朽化が進行する設備による経費の増などの課題を抱え、経営健全化へのハードルは非常に高いと承知をしております。

その上で、従来の管理手法を一つ一つ見直すなど、経営健全化に向け、地道にたゆまぬ努力を続けていただきたいと思います。

以上、決算審査を終えた上で監査委員の意見の要点を述べさせていただきました。

審査結果及び監査委員の意見の詳細につきましては、決算審査報告書に記載のとおりであります。

これで報告を終わります。

●議長 大山修二君 これより質疑に入りますが、本7案件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重に審査することにいたしておりますので、この点をお含みの上、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

本7案件については、議長及び議員選出監査委員を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員を議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名いたします。

委員長には高間澄子さん、副委員長には荒井周司さん。

以上のとおりで、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました本7案件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 大山修二君 日程第2、報告第1号令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

吉崎副市長。

●副市長 吉崎仁司君（登壇） 報告第1号令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及び夕張市全体の赤字の程度を示す連結実質赤字比率については、各会計において黒字または収支均衡となったことから、算定比率はありません。

借入金の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は67.2%、将来にわたり支払う可能性がある負担額の残高を指標化し将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す将来負担比率は171.7%となり、実質公債費比率において国の定めた財政再生基準を上回る結果となりました。

これは、平成21年度に借り入れた再生振替特例債をはじめ、過去に発行した地方債の償還額やその残高が多額であることが主な要因であります。

今後も財政再生計画に基づき、これらの債務の返済を計画的に行うとともに、新規市債発行などの抑制に努めながら改善を図って参ります。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであります。記載のとおり、水道事業会計及び市場事業会計並びに公共下水道事業会計の3事業会計、いずれも資金不足が算出されないことから、算定比率はありません。今後におきましても、3事業会計の経営の健全化に努めて参ります。

以上、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を終わります。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大山 修 二

夕張市議会 議員 工藤 政 則

夕張市議会 議員 君島 孝 夫